議案第６号

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

大網白里市長　　金　坂　　昌　典

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。